

「法曹の養成に関するフォーラム」の開催について

平成23年5月13日
内閣官房長官
総務大臣
法務大臣
財務大臣
文部科学大臣
経済産業大臣
申し合わせ
平成23年5月23日一部改正

1 趣旨

法曹の養成に関する制度の在り方について検討を行うため、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣は、共同して「法曹の養成に関するフォーラム」（以下「フォーラム」という。）を開催する。

フォーラムにおいては、司法制度改革の理念を踏まえるとともに、平成22年7月6日付け「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」の検討結果（取りまとめ）及び同年11月24日付け衆議院法務委員会決議の趣旨を踏まえつつ検討を行う。

2 検討内容

- (1) 個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方
- (2) 法曹の養成に関する制度の在り方

3 構成員

フォーラムの構成員は、別紙のとおりとする。

4 庶務

フォーラムの庶務は、関係各省の協力を得て、法務省において処理する。

法曹の養成に関するフォーラム 構成員

【関係政務等】 内閣官房長官の指名する者
 総務大臣の指名する者
 法務大臣の指名する者
 財務大臣の指名する者
 文部科学大臣の指名する者
 経済産業大臣の指名する者

【有識者】 (敬称略)

座長 佐々木 毅 学習院大学法学部教授
 (五十音順)

伊藤 鉄男 弁護士(元次長検事)
 井上 正仁 東京大学大学院
 法学政治学研究科・法学部教授
 岡田 ヒロミ 消費生活専門相談員
 翁 百合 株式会社日本総合研究所理事
 鎌田 薫 早稲田大学総長・法学学術院教授
 久保 潔 元読売新聞東京本社論説副委員長
 田中 康郎 明治大学法科大学院法務研究科教授
 (元札幌高等裁判所長官)
 南雲 弘行 日本労働組合総連合会事務局長
 萩原 敏孝 株式会社小松製作所相談役・特別顧問
 丸島 俊介 弁護士
 宮脇 淳 北海道大学公共政策大学院長
 山口 義行 立教大学経済学部教授

関係機関 最高裁判所事務総局審議官

オブザーバー 加藤 公一 元法曹養成制度に関する
 検討ワーキングチーム座長

最高検察庁総務部長

日本弁護士連合会法曹養成検討会議委員

平成22年7月6日

法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果（取りまとめ）
（概要）

1 検討の視点

- 法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度については、関係各方面から、法科大学院志願者の大幅な減少等が生じており、現状のままでは、法曹の質を維持しつつ、その大幅な増加を図るという司法制度改革の理念を実現できないのではないかと懸念が示されている。

このような声に耳を傾けることなく、現状を放置するならば、法曹のユーザーである国民に対してニーズに即した適切な法的サービスを提供するため、「質・量ともに豊かな法曹を養成する」ことを目指した司法制度改革の実現が困難になりかねない。

新たな法曹養成制度は、制度全体が悪循環に陥りつつあることから、関係機関が連携し、好循環となるよう取り組む必要がある。

法務省及び文部科学省は、以上のような問題意識のもと、新たな法曹養成制度の問題点・論点を検証し、これに対する改善方策の選択肢を整理するべく、両省副大臣が主宰するワーキングチームを設置した。

- ワーキングチームにおける検討は、新たな法曹養成制度の現状が、司法制度改革審議会意見が提言した理念に沿うものとなっているか否かという視点から行った。

2 法科大学院教育の問題点等と改善方策の選択肢について

法科大学院教育については、中央教育審議会法科大学院特別委員会（以下「特別委員会」）で検討が進んでおり、これも踏まえて検討を行った。

(1) 問題点・論点

- 法科大学院志願者及び入学者に占める非法学部出身者・社会人の割合が減少している。
- 一部の法科大学院において、入学者選抜の競争性が不十分、新司法試験の合格率が低迷、厳格な成績評価及び修了認定を行っていない、質の高い教員を確保できていないといった問題がある。
- 各認証評価機関の間で評価にばらつきがあり、形式的な評価にとどまっているものもある。

(2) 特別委員会報告及び文部科学省の取組み

平成21年4月の特別委員会報告に基づき、文部科学省が法科大学院教育

の質の向上を目指した取組みを実施しており、今後も、これを強力に推進する必要がある。

(3) 法科大学院の入学定員の削減

法科大学院の入学定員の更なる見直しが必要であるとの意見が大勢を占めた。

改善が進んでいない法科大学院に対して、統廃合を含む組織見直しを促す必要があることについては、異論がなく、これを実効的に促進するため、財政的支援の見直しや人的支援の中止といった措置を検討すべきであるとの意見があった。

(4) その他の改善方策

法学未修者を非法学部出身者に限定、法学未修者は法学部に学士入学した後、法科大学院に進学、法学未修者2年次進級時の全国統一試験の実施、1年次法学未修者向けの全国統一テキストの作成等の意見がある一方で、これらに反対する意見があった。

3 新司法試験の問題点等と改善方策の選択肢について

(1) 方式及び内容

受験者の負担等を問題視し、問題数、出題内容等を見直すべきであるとする意見等がある一方で、合格点等に照らせば、現状が受験者にとって過度な負担とは言い難い等の意見があった。

(2) 受験回数制限

新司法試験の受験回数制限を撤廃・緩和すべきであるとの意見がある一方で、これに反対する意見があった。

(3) 合格基準及び合格者決定の在り方

合格基準の適正さ等を疑問視し、合否判定の在り方について工夫を求める意見等がある一方で、何が適正な合格水準かについては様々な意見があり、見解によって求める工夫も異なり得る等の意見があった。

4 新司法修習の問題点等と改善方策の選択肢について

(1) 司法修習生の経済的負担

司法修習生の経済的負担を考慮して給費制を維持すべきであるとの意見がある一方で、貸与制は様々な議論を経て導入されたもので、国民負担を伴う給費制の維持には国民的理解が必要である等の意見があった。

(2) 法科大学院教育との連携

法科大学院間で法律実務教育の内容に差があることなどから、実務修習開

始前に導入的な研修を行うべきとの意見がある一方で、従来の司法修習における前期修習の内容を法科大学院で代替するのは可能でなく適切でもないとの意見、大部分の司法修習生は修習により相応の水準に達していることから、実務修習開始前に導入的な研修を行う必要はないとの意見があった。

(3) 司法修習の内容

訴訟実務以外も修習内容とすべきであるとの意見がある一方で、現在の司法修習は、多様な法律家の共通の基礎を修得させることを重視しており、訴訟実務以外の修習も行われているとの意見があった。

5 その他（関連する議論）

- 予備試験の在り方
- 法曹養成制度の在り方と法曹人口の在り方（法曹に求められる役割、法曹に対する需要等）との関係

6 フォーラムの在り方

問題点・論点に対応するための方策について更に具体的な検討をする必要があり、そのために新たな検討体制（フォーラム）を構築することが考えられる。フォーラムの在り方については、国民に開かれた議論の場を設け、正確かつ十分な現状分析を行い、幅広い意見を聞いて総合的かつ多角的な検討を行えるようにする必要があるとの点では意見が一致した。

以 上

平成22年11月24日

裁判所法一部改正（司法修習生の修習資金の給費制延長）に関する
衆議院法務委員会の決議

裁判所法の改正に関する件

政府及び最高裁判所は、裁判所法の一部を改正する法律の施行にあたり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 改正後の裁判所法附則第四項に規定する日（文科省注：平成23年10月31日）までに、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 二 法曹の養成に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずること。

右決議する。